

昭和61年9月30日

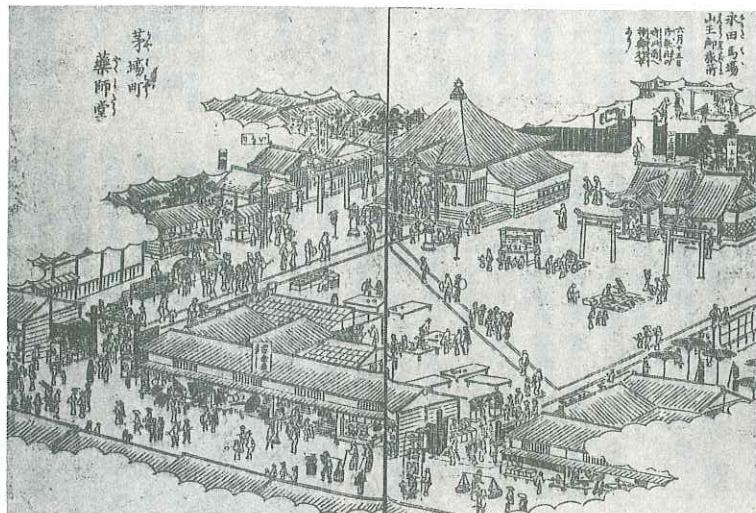
編集・発行

東京都中央区立 京橋図書館

東京都中央区築地 1-1-1

電話 543-9025

# 郷十室だより



山王御旅所・薬師堂（『江戸名所図会』）

## 八町堀襍記 一三

安 藤 菊 二

### 八丁堀の御用達町人拝領屋敷

○坂本町

坂本町の地は元禄一〇年ころまで幕府船手頭向井将監の屋敷地であった。

元禄一年にその地の内一八六坪を

呉服所八人衆の屋敷に分割支給して坂

本町一丁目とし、小道を隔てた南続き

を、品川町代地、南小田原町代地に給

して坂本町二丁目とし、本材木町の名

主新助の支配地に加えた。

町名も初めは新呉服町・綿

町・綾町などの案があつた

が、日枝御旅所の参詣路次

にあるので、近江の坂本村

になぞらえて坂本町と命名

したのだという。

ここに屋敷地を支給され

た呉服所八人といふのは

本町二丁目 菱屋 庄左衛門

馬喰町一丁目 三輪 彦 助

白銀町三丁目 山田屋 清 七

南鍋町 伊勢屋理右衛門

石町二丁目 横田 平左衛門

本町四丁目 三井三郎右衛門

辯天町武丁目 川 北 休 雅

白銀町二丁目 越後屋八郎兵衛

であつた。御用商人が屋敷

を拝領する時の順序手続き

は、『坂本町旧記』によつ

て詳しく述べることができる

ので記してみよう。

元禄十一年十一月十八日、御拝領屋敷被レ為

元禄十一年十一月十八日、御拝領屋敷被レ為

仰付、同十九日御礼參上仕候御衆申中

御老中様御用番殿第一人計勤 御御用入

土屋 相模守様 同断 柳沢出羽守様

若年寄 秋元 但馬守様 同断 加藤越中守様

米倉丹後守様 同断 本多伯耆守様

松平右京大夫様 同断 元方大頭

御手洗五郎兵衛様 同断 星合甚四郎様

福井惣左衛門殿 同 同

渥美太郎八殿 同 鈴木清右衛門殿

本多嘉平次殿 同 大平角太夫殿

三田藤兵衛殿 同 田中八兵衛殿

同 山田庄右衛門殿 同 近藤喜太郎殿

同 木村伊右衛門殿 同

秋田三郎左衛門殿 同

河野太郎右衛門様 同

近藤源左衛門様 同

元方大頭

大平角太夫殿

田中八兵衛殿

近藤喜太郎殿

木村伊右衛門殿

右之内御老中若年寄衆中様七人え參上仕候

節は、皆々同道仕、一紙之附ヶ差上、御礼勤

申候。残りは翌日廿日ニ勤申候。

○元禄十二年正月十一日、お城において、拝領屋敷の場所を仰せつけさせられ、元方と払方の大頭四人、組頭残らず一列座で、右の呉服師八人を召寄られ（もつとも在京の者は名代が呼ばれた）次のような御口達があつた。

茅場町二面、向井将監殿上り屋敷二面、百五  
被レ為仰付候。皆々之者、御用相勤申候ニ

付、如レ斯結構成場所、偏難レ有存候様、跡御用之義、隨分入レ念候様被仰渡レ候。

お城を下つてから、即日

河野太郎右衛門様  
近藤源左衛門様  
柳沢出羽守様  
手洗五郎兵衛様  
星合甚四郎様

右の通御方衆中江御礼廻りを勤めた。

○正月十五日、御納戸から御内証で絵図面が届けられる。

○正月十六日朝五ッ半頃（午前九時）

出合よう御差図があり、いざれも麻上下で、在京の衆中は名代（尤麻）が出来ます。

頭、地割御奉行奥田八郎右衛門様御内中野又六殿と申す仁が、大工二人を連れてお出なさる。将監様御立遁後当分牧野譲岐守様が御預りになつてゐるので、御家中衆兩人が御立合なさつた。

○惣間御打成さつた所、御納戸から出た絵図より西東の間が少し狭いので、両裏の方で打のばし、絵図面の通坪数に無相違御渡しなされ、四角の榜示杭計を打渡された。

○地割奉行の方え絵図を遣はされ、其奥に右之通御坪領屋敷無相違、今目儲に受取申候由の証文を認め、呉服町八人が連判をした。

○地割衆え馳走として、辯当茶辯當幕など要用意したけれども、曾てもつて御請成されなかつた。榜示の杭は

こちらで用意し、御差図次第に手前で書付け、ハツ半頃（午後三時）仕廻つて御帰りなされた。

○十六日、今日坪領屋敷を請取申した由、御城え御礼に上り申した処に、御手洗五郎兵衛様が御留番で御逢いになり、御差図に任せ、米倉丹後守様、秋元但馬守様、松平右京様、柳沢出羽守様、右の四人え計参り申候

よう、御頭衆えは必無用の由仰られたので、この方々えの御礼廻りは取止めにした。それから御町奉行松前伊豆守様、保田越前守様、地割奉行奥田八郎右衛門様、同甲斐庄喜右衛門様、右御連衆え御礼廻りを勤め申したことであつた。

○十九日に惣竹垣を施した。「渡しにいたし、壱間ニ付竹數十五本、横竹二通宛、竹之大サ目どおり三寸、杉丸太一間ニ一本宛、外ニ口人入テ、

事諸役之義は、町並次第相勤可レ申候。為ニ後日「証文」如レ件

一、今度私共地主坪領屋敷、町奉行様御支配に被仰付、難有奉レ存候。

自今已後御法度諸事御触等之義、拙者共は不レ及申、借屋店借召仕之者迄、急度相守可レ申候。尤人足役付行

事諸役之義は、町並次第相勤可レ申候。為ニ後日「証文」如レ件

（八人衆代理連名印）

江納申候。絵図如レ左

仰候。尤三帳とも二絵図仕、三年寄

候案紙如レ左。（後出）

頃日被仰付二候名主之儀、本材木町名主新助ニ附申度奉レ願候。以上。

月 日

屋代銘々印

（東京市史稿市街篇14）



一、十三日則両御奉行様江御礼相勤申候事。

一、十五日ニ右之証文三冊相認シ但ツ、織屋守共不レ残同道仕、致レ持參候處ニ、右之帳之表紙え坪領屋敷之絵図仕

就レ夫名主付之証文三冊入申候由。  
案紙如レ左。

指上申手形之事  
今度私共地主拝領屋敷、町御奉行  
様御支配被仰付、難レ有奉レ存候。  
就レ夫名主無御座候故、本材木  
町名主新助支配ニ附申度旨申上候  
処、願之通新助支配請可レ申旨被  
仰付、奉レ畏候。然ル上は、御触  
等諸事出入之義、新助差図請可レ申  
候。為後日二証文差上申候。仍如  
レ件。

二月十九日 星守八人銘々名印

町年寄衆中

右御呉服師八人拝領屋舎、私支配  
可レ仕官被仰付難レ有奉レ存候。  
然上は諸事之義、隨分念之人可ニ申  
渡レ候。以上。

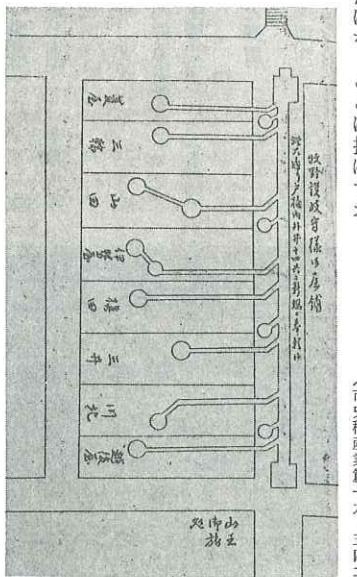
年号月日

町年寄衆中 名主新助印

右之通名主殿井家守共判形仕、新助  
殿同道ニ而樽屋江持參仕申候處ニ、依  
ニ御差図一奈良屋北村えも一帳宛持參  
申候。

一、廿二日二進物遣し申候覺  
右之通木具台江居、目録相添、但し  
呉服師八軒と計書レ之。  
金子五百疋  
包のし

右之通木具台目録添。 同御手代中江



(東京市史稿市街篇14)

右之通目録仕、木具台居遣レ之。  
一、名主新助殿よりも絵図御望ミ、  
依て町年寄衆え遣し申候通ニ認、遣  
し申候事。

一、卯月朔日ニ名主新助殿え御呼、被  
義、坂本町と被仰付候。弥其旨地  
主達えも申様ニ被レ仰候事。

このような七めんどうくさい手続き  
を済ませ、町年寄三人への御礼詣りを  
すませてから、廿二日には上水井戸布  
敷の御願いに出かけている。その手続  
きがまた一通りではないが、それは市史

稿を見て頂くとして、坂本町の大戸樋  
上水の絵図面だけを、ここに掲げてお  
く。(東京市史  
稿市街篇一四一二  
九四頁参照)

召上、同町裏ニて代地被下候。

御呉服師御用之儀は、享保三年四  
人共ニ御差免被遊候得共、拝領屋敷  
は其儘被下レ之候段、其節之元方御  
納戸頭方より被仰渡レ候由、四人共  
申レ之候。右之通ニ御座候。以上。

一、拝領屋敷元地 京都東洞院四条上ル町  
地主 尼ヶ崎通齊  
間口田舎間拾九間一尺四分  
裏幅同断  
間口田舎間拾九間一尺四分  
小間老間二付、八拾四両三分拾四  
匁式分餘

右之通ならや北村えも同前ニ遣し申  
候。

その後、宝曆七年九月に、御用達町  
人で、當時御用もなく、拝領屋敷のみ

### ○坂本町武丁目

白銀五枚  
鷹羽  
金三百疋

名主 新助殿え  
同 御手代中え

そのまま所持せる者あらば書出すべし  
という調査命令が出て九月二二日に坂  
本町の名主から該当者の書上を提出し

越後屋八郎兵衛、同断菱屋庄右衛門、  
同断三井三郎右衛門、同断伊勢屋理右衛  
門の四人で、

右之四人元禄十二年卯正月拝領仕、  
享保七年裏行拾間宛御用地ニ被一  
召上、同町裏ニて代地被下候。

その屋敷の内一一間が御用地として召  
上られ、代地として、坂本町において  
間口拾式間尺、裏行田舎間十三間毫  
尺三寸四分の屋敷が与えられた。その  
後享保七年に裏行拾間はそのまま置い  
て、残十間が御用地として召上られ、  
同所柳生備前守上げ屋敷跡で代地が与  
えられた。

『坂本町旧記』に、宝曆四年書上の次  
のような記録が載せてある。

「坂本町旧記」に、宝曆四年書上の次  
のようないいえられた。

右代地

間口田舎間七間四尺六寸八分

地主 右 同 人

裏幅同断

裏行同拾間

此坪七拾坪八合九夕

沽券金四百六十六両三分余

小間壹間二付六拾兩

右は天正年中從三權現様ニ尼ヶ崎又次

郎拝領仕候。品川町裏河岸ニて間口

武十間裏行町並之屋敷弟次郎左衛門

え相譲、所持仕罷在候處、元禄十二卯

二月右拝領屋敷之内拾壹間御用地ニ

被召上、坂本町ニて間口田舎間拾

式間壹尺、裏行田舎間式十三間壹尺

三寸四分之屋敷代地ニ被下置候。

又候享保七寅年正月大岡越前守様御

内寄合え被召出、裏行拾間差置、

残拾間余御用地ニ被召上、同所柳

生備前守様御上ヶ屋敷ニて代地被

下候て、今以所持仕罷在候。

(市史稿産業篇一八一五四九頁)

## ○御連歌師坂昌周の拝領屋敷

坂本町壱丁目東角から二軒目といふ  
から、そこは元御呉服師川北休雅拝領  
屋敷の跡と思われる。この地は、享保  
一二年六月三の丸御年寄御女中菊野殿  
が拝領し、その後年月不詳、御年寄御  
女中奥田殿の拝領屋敷となり、後、同

人養女おしほ殿の拝領地となっていた  
ところ、おしほ殿が病死し、明和八年  
三月中上り屋敷となつた。

その上り屋敷が、安永八年一月に

御連歌師坂昌周の拝領屋敷となつた。

(市史稿産業篇二六一六五七頁)

## ○坂本町の植溜と商店

この地は、享保四年(一七一九)に火  
除の明地として設けられた。三間幅十  
文字の道を五間幅に直し、四方に竹矢  
来を結び、四か所に木戸の設けがあつ  
た。

番人の給金や道造り、水吐など年々  
入用がかかるので、享保六年に願い出  
て、植溜地内に商床十五か所の設置が  
許されたけれども、商床がまばらで、  
風雨の時など風当たりが強く、たびたび  
修復を要する始末であつたし、その上  
不用心なので借り手もおいおい引越し  
てしまうので、坂本町一丁目と二丁目の  
月行事から、町奉行所へ「請負地町  
地」に仰付られたいという願書を提出  
した。ここに耳新しい「請負地町地」  
という言葉が出てくるので、願書の文  
言の一部を書いておくこととする。

「……先年両町え預ケ置候町屋裏之  
方植溜、有来候十文字之往來三間道  
此度五間に仕、只今之通差置、十五  
ヶ所之商床不レ残取払、別紙絵図面之



日本橋南芝口辺地図

(近吾堂板 嘉永3年)

通、植溜四構之分、住居藏より建統に仕、家作之儀は塗屋瓦葺に可レ仕候

聞、請負地町ニ被レ仰付レ被レ下候様ニ奉レ存候。地代之儀は、来辰年元年。元文

より午年。元文迄三ヶ年之内、壱ヶ年に金廿五両宛、未ノ年。元文より永々

壱ヶ年に金五拾両宛、両町より急度上納可レ仕旨、相談申候。

この願い出に対し、両町奉行所では当春。享保二〇年。この場所から少しく南に離れた本八丁堀壱目松屋町明地の植溜の場所を、瓦葺町屋としたいと、所の者が願い出たのを許して、養生所附町屋とした例に準じ、ちらもまた養生所附町屋とすることで許可を下した。

(市史稿市街篇二三一三九〇頁)

右町屋敷、丹羽寿伴殿拝領ニ而、寿伴屋敷と相唱候所、延享四年卯九月十四日右地面被召上、同年。延享二月廿四日御仕立師龟屋市郎右衛門拝領仕、則亀屋屋敷と相改申候。

一、八町堀亀屋屋敷 名主十左衛門支配  
右町屋敷 芝口金六町紺屋町立跡ニ而  
享保十四年九月瀧杭助成地ニ押借仕  
則瀧杭屋敷と相改申候。  
(以下省略) (市史稿市街篇三六一七一頁)

○卓峯屋敷・亀屋屋敷・瀧杭屋敷は、町名として通用していた。東京市史稿市街篇第二十六所収『正宝事錄』に、次の記録がある。

○町名改正理由等書上

亥五年十月十六日

一、町銘改候町有レ之ハ、改候訣年月等迄、委細可ニ書出ニ之事。・下略

二申渡一

奈良屋市右衛門殿年番名主え被亥五年十月十九日  
一、町銘改候町有レ之ハ、委細可ニ書出一旨、當月。宝曆五年十月十九日

衛門殿年番名主え被申渡ニ付、七番組年番、左之通書付差出候。  
一、八町堀卓峯屋敷、名主市蔵支配所、寛延二巳年御筆師安藤卓峯拝領仕、卓峯屋敷と相改申候。

一、八町堀亀屋屋敷 名主十左衛門支配  
右町屋敷、丹羽寿伴殿拝領ニ而、寿伴屋敷と相唱候所、延享四年卯九月十四日右地面被召上、同年。延享二月廿四日御仕立師龟屋市郎右衛門拝領仕、則亀屋屋敷と相改申候。

一、八町堀瀧杭屋敷 月行事持  
右町屋敷 芝口金六町紺屋町立跡ニ而  
享保十四年九月瀧杭助成地ニ押借仕  
則瀧杭屋敷と相改申候。  
(以下省略) (市史稿市街篇三六一七一頁)

○瀧杭屋敷 瀧杭請負人の拝領助成地については、天明三年に廻船問屋が奉行所に差出した願書がある。それによると、瀧杭は江戸湾に入つて来る諸廻船の水路ニ瀧通りに、前々から建てられて、深川松村町増山玄甫上り地壱か所と、八丁堀金六町、北紺屋町立跡三か所の四か所を助成地として押借しが許されるならば、前記瀧杭九本の外に新たに上総瀧え三本の瀧杭を建て添えましょと出願し、これが願どおりに許された。その後、清吉といふ者が右の権利を受け継いできたが、本の瀧杭を永久に御請負申上ますと願い出、かなえられた。

○御糸物師家城彌十郎拝領屋敷  
八丁堀塗師町代地にあつた拝領屋敷である。この地はもと、本所松井町の西丸御女中瀧野殿の拝領屋敷だった所で、宝曆四年上り地となり、その年の暮二月九日、御糸物師の家城彌十郎が拝領した。(市史稿市街篇一一七五五頁)

○楊枝屋伊勢屋庄兵衛拝領屋敷  
浅草茶屋町作右衛門店の楊枝屋伊勢

屋庄兵衛が拝領していた「御楊枝細工場」で、八丁堀水谷町一丁目についた。

敷が渺なからずあつたことが知れる。

(●御目見、△拝領地)

甚四郎（地、かやば丁）弥石市五郎（地、かやば丁）

地、かやば丁）山本安之丞（同、うらかやは丁）福王次兵衛（同、うらかやは丁）

月七日に拝領したものという。

天保九年版武鑑から拾つて見よう。

先祖庄兵衛が、浅草東仲町境木戸際坪数四二坪余の町屋敷で、寛延二年八月七日に拝領したものといふ。

△御鎗治師

△御墨所

の見世で楊枝商をしていたところ、元禄六年八月中、常憲院様（綱吉）浅草筋御成の節御用を仰付けられ、それ以來御用を勤めるようになつたのだといふ。

△御數寄屋小細工

△御筆人

△金銀為御替御用達

△御研師

△御漆治師

△御表具師

△御表具御経師并屏風師

△御表具師

△御墨所

△御面打

△御青貝堆朱彫物師

△御面打

△御面打

△御面打

△御表具師

○武鑑にみる御用達町人

一般に与力同心の町として知られる

△御表具師

△御表具師

八丁堀地区ではあるが、武鑑を見ると

△御表具師

△御表具師

御細工物に關係した御用職人の拝領屋

△御表具師

△御表具師

## ◆ 東京を語る会 第49回

日時 十月十八日（土） 演題 文明開化と洋食文化

講師 小菅 桂子 氏

著者 「甘辛の職人」など

△御表具師

△御表具師

△御表具師

△御表具師

△御表具師